

綾瀬市議会 9 月定例会会期日程

資料 3

令和 8 年 8 月

月・日	曜日	会 議	事 項
9・1	火	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・決算
2	水	本 会 議	・決算 ・一般質問通告書正午締切
3	木	議 会 運 営 委 員 会	
4	金	休 会	
5	土	休 会	
6	日	休 会	
7	月	市民福祉常任委員会	
8	火	経済建設常任委員会	
9	水	総務教育常任委員会	
10	木	市民福祉常任委員会	
11	金	経済建設常任委員会	
12	土	休 会	
13	日	休 会	
14	月	総務教育常任委員会	
15	火	休 会	
16	水	基地政策特別委員会	
17	木	休 会	・写真撮影申込正午締切
18	金	本 会 議	・一般質問
19	土	休 会	
20	日	休 会	
21	①月	休 会	
22	②火	休 会	
23	③水	休 会	
24	木	本 会 議	・一般質問
		議 会 運 営 委 員 会	
25	金	本 会 議	・一般質問
26	土	休 会	
27	日	休 会	
28	月	休 会	
29	火	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議 会 全 員 協 議 会	

○開議時間は、午前 9 時〔最終日は、午前 9 時 30 分〕

綾瀬市議会 9 月定例会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会期決定について |
| 日程第 2 | 第 6 5 号議案 | 令和 8 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 | 第 6 6 号議案 | 令和 8 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 第 6 7 号議案 | 令和 8 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 第 6 8 号議案 | 令和 8 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 第 6 3 号議案 | 工事請負契約の締結について（令和 8 年度（仮称）吉岡コミュニティ供用施設建設工事（建築）） |
| 日程第 7 | 第 6 4 号議案 | 工事請負契約の変更について（令和 7 年度（仮称）早川コミュニティ供用施設建設工事（建築）） |
| 日程第 8 | 第 5 8 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 第 5 9 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 第 6 0 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 第 6 1 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 第 6 2 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 13 | 第 5 号報告 | 令和 7 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第 14 | 第 6 号報告 | 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について |
| 日程第 15 | 第 7 号報告 | 専決処分の報告について（綾瀬市景観条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 16 | 第 8 号報告 | 専決処分の報告について（綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例） |

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 4 9 号		令和8年 7 月 3 0 日 受 付 令和8年 9 月 1 日 審査依頼
件 名		国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める陳情
代 表 者	住 所	相模原市中央区富士見 6－6－1 3
	氏 名	湘北教職員組合 執行委員長 出 石 裕

—— 陳 情 の 原 文 ——

1 陳情の趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- (2) 行き届いた教育を実現するために、現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」）の検討すること。
- (3) 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (4) 子供たちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

2 陳情の理由

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にあります。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元するとともに、義務教育教科書無償給与制度を堅持する必要があります。

現在、中央教育審議会では、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が始まっています。その中でも議論の中心は、多様な児童生徒に柔軟に対応できるカリキュラムの在り方についてとなっています。文部科学省の資料によると、小学校35人学級をモデルとした際に、「学習や行動面で著しい困難」3.6人、「不登校傾向」4.1人、「不登校」0.7人、「特異な才能がある」0.8人、「日本語を家であまり話さない」1人の割合で、在籍しているとしています。一方で、2025年10月に公表された、経済協力開発機構（OECD）が実施した「国際教員指導環境調査（TALIS）2024」では、小中学校とも教員の1週間当たりの仕事時間は、依然として国際比較で最長であることが明らかになっています。全ての子供の学びと育ちを保障し、多様な一人一人の子供に、柔軟な対応が可能となるゆとりある教育環境の構築は喫緊の課題です。

現在神奈川県では、県内の公立中学校に対する、スクールカウンセラーの募集案内において、1日7時間、年間35日勤務とする第一号会計年度任用職員269人分を予算化しています。スクールソーシャルワーカーについても、55人分の予算となっています。広域行政機関として、従前より多い人数を配置しているとはいえ、全ての学校に、十分な時間で配置できている状況ではありません。不足する時間を市町村が雇用しているケースも多々ありますが、自治体間では較差が拡大している状況です。

また、現行の「義務標準法」における乗ずる数で教員を配置した場合、現行の学習指導要領における標準授業時数で考える教員一人当たりの持ち授業時数は、直近の調査で小学校23.9コマであることから、勤務時間の中では十分な授業準備をする時間が取れていないことが明らかになっています。さらに、個別指導の必要性を感じていても、現行の法律では、学級数を基盤としている配置のため、十分な個別指導がかなわない状況となっています。そのため、市町村で様々な支援員を配置しているケースも多々ありますが、これも自治体間での較差が拡大している状況です。

子供たちがどこに住んでいても等しく教育を受けることができ、一定の水準が担保されるよう、地方財政を確保した上で負担制度を2分の1へ復元することを今の教育

を支える基とし、国によって教職員定数改善が推進され、より最適な配置がなされる制度となることを強く求めます。

以上の観点から、２０２７年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第９９条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 5 0 号		令和8年 8 月 5 日 受 付
		令和8年 9 月 1 日 審査依頼
件 名		国に対し、O T C類似薬の追加負担の実施を見送ることを求める意見書提出の陳情
代 表 者	住 所	綾瀬市深谷中5－17－1
	氏 名	綾瀬建設総合組合 組合長 加 藤 賢 吾 外1名

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の趣旨

5月29日、参議院本会議で「健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決、成立しました。「健康保険法等の一部を改正する法律案」は28本もの法律を束ねたもので、その中に、O T C類似薬77成分1, 100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の25%）」として追加負担を求める「一部保険外療養の創設」が入っています。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、ぜんそくなど症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。保険外となれば消費税がかかることから、医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になります。

政府は「（受診せず）市販薬を利用している患者との公平性」を理由に挙げていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はありません。花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者などの新たな負担は大きいものがあります。「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、国会での厚

生労働大臣の答弁で明らかになった１人当たりの「軽減額」は、年額４００円（月３３円）に過ぎません。

２０２５年１２月の財務大臣・厚生労働大臣折衝の合意では、将来的に「ＯＴＣ医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引上げについても検討する」とされ、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引上げを検討するとしています。

このようなＯＴＣ類似薬の「追加負担導入」は、自己負担を３割までとした健康保険法の趣旨に反します。患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、命に直結する問題となります。２０２７年３月から実施するとしていますが、見送ることを強く求めます。

以上の趣旨から、綾瀬市議会においては、地方自治法第９９条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、ＯＴＣ類似薬の追加負担の実施を見送ることを求める意見書の提出を決議していただくよう陳情します。

記

国に対し、ＯＴＣ類似薬の追加負担の２０２７年３月からの実施を見送ることを求める意見書を提出すること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 5 1 号		令和8年 8 月 1 2 日 受 付 令和8年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	綾瀬市議会の議員定数削減に反対し、現定数の維持を求める陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市上土棚中 2 - 1 4 - 4 3
	氏 名	明るい綾瀬民主市政をつくる会 代表 小 林 あけみ

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

市議会にとって最も重要な役割は、市政のチェック機能と、多様化する市民の価値観や要求を、いかに適正に市政へ反映させるかにあります。とりわけ、子供・女性・高齢者など、声を上げにくい社会的弱者の要求を市政に届けるためには、それを代弁できるだけの十分な議員数が不可欠です。

必要な議員定数を一概に示すことは困難ですが、参考として、1999年改正の地方自治法では、人口2万人以上5万人未満の市議会議員定数は26人とされ、人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加する仕組みが定められていました。この基準に照らせば、綾瀬市議会の定数は30人相当となります。

その後、議員定数の法定上限は撤廃されましたが、チェック機能の不断の強化と、住民の意思をより正確に議会へ反映させ、社会的弱者や少数者の声をいかに拾い上げられるかは、今なお民主主義の重要な指標です。この観点から見て、現在の議員定数20人は決して多いとは言えず、むしろ少ないと考えます。

一方で、議員定数の削減を求める声が上がること自体、市民生活を守るという市議会議員の働きが、市民の目に十分に見えていないことの表れではないでしょうか。もし市議会がここで定数削減に踏み切れば、それは市議会議員自らが自身の存在意義を軽んじることにつながりかねません。

また、議員定数は、議会のありようの根本に関わるものであるもので、一般の条例案を扱うのとは重みが違うものです。議員定数については、学識経験者を招いた公聴会などを開くことも含め、より丁寧に進めるべきものです。

よって、綾瀬市議会におかれましては、議員定数を削減するのではなく、当面は現行の定数を維持しつつ、市議会議員お一人お一人の活動に対する市民の信頼をより一層高める取組を進めていただくよう、強く求め陳情いたします。

陳情事項

- 1 適正な議員定数の在り方については、学識経験者等の意見を広く集め丁寧に検討すること。
- 2 本市議会議員定数の削減は行わず、現行の議員定数20人を維持すること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 5 2 号		令和8年 8 月 1 7 日 受 付
		令和8年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を国に提出することを求める陳情書	
代 表 者	住 所	横浜市南区高根町1－3 神奈川県地域労働文化会館4階
	氏 名	全日本自治団体労働組合 神奈川県本部 中央執行委員長 中 野 雅 臣

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の要旨

地方自治法第99条に基づき、貴議会においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持するよう国に求める意見書の提出をお願いいたします。

陳情の理由

広島・長崎への原子爆弾の投下から81年が経過するなか、我が国は原爆投下による惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を長年にわたり基本的な立場として掲げてきました。この原則は、国会においても繰り返し確認され、国際社会に対する我が国の基本姿勢を示す重要なものです。

今日、国際社会の緊張の高まりから、安全保障環境は一層厳しさを増すなか、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められています。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではありません。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 5 3 号		令和8年 8 月 2 0 日 受 付
		令和8年 9 月 1 日 審査依頼
件 名		綾瀬市議会の議員定数の維持を求める陳情書
代 表 者	住 所	綾瀬市早川城山4－1－10 佐 藤 祐 治
	氏 名	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の趣旨

現在、綾瀬市議会において議員定数の削減が検討されていると伺い、現行定数の維持を求めて本陳情を提出いたします。

議員は市民の代表であり、議員定数は、市政に市民の声をどれだけ多様に反映できるかを左右する、地方自治の根幹に関わる問題です。定数の削減は、市民が意見を議会に届ける回路を、そのまま狭めることにつながりかねません。私たちは、以下の理由から、現行の議員定数20人を維持すべきであると考えます。

1 定数削減は、議会の監視機能と多様な民意の反映機能を弱める

市議会には、市政を監視し、予算や施策を適切にチェックする役割と、多様な市民の意見や要望を市政に反映させる役割があります。綾瀬市議会には3つの常任委員会が置かれ、議員はいずれかに所属して専門的な審査を担っています。議員数が減れば、一人が担う委員会や審査案件の負担が増し、審議の深さや監視の目が行き届きにくくなることが懸念されます。

とりわけ、自ら声を上げることが難しい立場にある人々、すなわち高齢者、障害のある方、子育て世帯、外国につながる住民などの声を酌み取り、代弁するためには、幅広い層を代表し得る一定数の議員が欠かせません。定数を減らすことは、こうした

少数の声が議会に届く機会を、構造的に狭めることを意味します。

2 「欠員でも運営できた」ことは、恒久的な定数削減の根拠にならない

現在、綾瀬市議会は2名の欠員により、18人で運営されています。しかし、これは補欠選挙の要件に至らなかったことによる一時的・例外的な状態であり、緊急的に議会が機能を維持したことと、制度として定数そのものを恒久的に引き下げることとは、全く別の問題です。一時的に運営できたことは、市民の代表を恒久的に減らしてよい理由にはなりません。

3 全国的に見て、綾瀬市の定数20人は「多すぎる」水準ではない

綾瀬市と同規模である、人口5万人以上10万人未満の都市における市議会議員定数の全国平均は、1市当たり約20.5人となっています。綾瀬市の現行定数20人は、この平均をむしろ下回る水準であり、削減しなければならないほど過大であるとは言えません。

なお、議員1人当たりの人口を近隣他市と単純に比較して定数の多寡を論じる考え方には、慎重であるべきです。人口の多い自治体ほど、議員1人がより多くの市民を代表する形になりますが、それが必ずしも効率的で望ましい議会を意味するわけではありません。むしろ綾瀬市の規模は、議員が市民一人一人の生活実感に近いところで声を聴き、きめ細かく市政に届けられる利点を備えているとも言えます。数字の比較だけで一律に定数を論じることは、地域の実情を見落とすおそれがあります。

4 定数と報酬は、切り分けて議論すべきである

議員定数の削減と議員報酬の引上げを関連付ける意見もあります。しかし、議員定数は、市民の代表者を何人置くかという代表制の問題であり、議員報酬は、議員の処遇をどう定めるかという別個の問題です。仮に、成り手不足や報酬水準の課題があるのであれば、それは報酬の在り方として正面から議論すべきであって、市民の代表を減らす理由として用いるべきではありません。両者を一体で扱えば、論点が混同され、市民にとって分かりにくい結論を招きかねません。

以上のとおり、議員定数の削減は、目先の効率や経費の観点だけでは測ることのできない、市民の代表機能と議会の監視機能に関わる重大な問題です。議会が、多様な民意を反映するという本来の役割を十分に果たすためにも、現行の議員定数を維持し

ていただくよう、強く要望いたします。

陳情事項

- 1 綾瀬市議会の議員定数（現行２０人）を削減しないこと。

以上、地方自治の充実と、市民の多様な意見を市政に反映するため、陳情いたします。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 5 4 号		令和 8 年 8 月 2 4 日 受 付
		令和 8 年 9 月 1 日 審査依頼
件 名		綾瀬市議会議員定数削減に関する陳情書
代 表 者	住 所	綾瀬市落合南 9 - 1 7 - 5 8 横 山 学
	氏 名	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の主旨

現代の厳しい社会経済情勢及び行財政改革の必要性に鑑み、また近隣自治体との比較や近年の議会運営の実績を踏まえ、現在の綾瀬市議会議員定数（20名）を削減することを求めます。

陳情の理由

1 長引く物価高騰と市民負担への配慮及び行財政改革の断行

昨今、エネルギー価格や物価の高騰が続き、市民生活及び市内事業者は極めて厳しい経済環境に置かれています。こうした中、行政には一層の緊縮財政と歳出削減が求められており、公助の担い手である市議会が自ら身を切る改革（行財政改革）を断行し、率先垂範の姿勢を示すことは不可欠です。

2 近隣自治体との人口比及び過去の議会運営実績

本市の議員1人当たりの人口は、近隣の類似自治体と比較しても決して過大ではありません。また、過去に市長選挙等への立候補に伴い一時的に複数の欠員（議員数18名体制）が生じた際にも、9月定例会をはじめとする議会運営や常任委員会等の審査は何ら滞りなく適正に実施された実績があります。このことから、議員定数を一定

数削減したとしても、民意の集約や議決・チェック機能に支障を来すことはなく、市民の意思を十分に市政へ反映することが可能であると判断されます。

3 デジタル技術（D X）の導入に伴う議会運営の効率化

タブレット端末の導入やペーパーレス化、オンラインの活用など、近年の議会D X（デジタル・トランスフォーメーション）の進展により、委員会運営や情報共有のスピード・効率は格段に向上しています。限られた人数であっても、質の高い議論と広範な市民ニーズの把握を両立できる環境が整いつつあります。

4 少数精鋭化による資質向上と「成り手不足」へのアプローチ

単に「数」を維持するのではなく、定数を削減して議会の少数精鋭化を図ることで、一人一人の議員の責任と存在感をより高めることができます。また、将来的な議論として、定数削減によって生じた財政的余力を議員報酬や政務活動費の適正な見直しに充てることで、専門性の高い優秀な人材や若い世代の参入（成り手不足の解消）を促す好循環を生み出す契機にもなり得ます。

以上の理由から、現在の社会背景及び市民感情に寄り添い、真に効率的で開かれた議会運営を実現するため、下記事項について早期に実施されるよう陳情いたします。

5 先般の市長選挙より市議会議員が18名となったが、市政運営及び議会運営に何も影響がないと思われ、現状18名を正式に定数に定めたほうがよいと思われる。

陳情事項

綾瀬市議会議員の現行定数20名を次回の市議会議員選挙より削減し、定数18名とすること。